

## 大崎地域広域行政事務組合本庁舎自動販売機設置 公募公告

次のとおり、自動販売機の設置者を公募する。

平成31年1月31日

大崎地域広域行政事務組合 管理者 大崎市長 伊藤 康志



### 1 公募に付する事項

- (1) 契約番号 大広総第488号
- (2) 名称 大崎地域広域行政事務組合本庁舎自動販売機設置
- (3) 設置期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで  
ただし、設置事業者の行政財産の使用状況等を勘案し、大崎地域広域行政事務組合が自動販売機の設置を許可できると判断した場合は、平成32年4月1日から1年を限度に、引き続き設置することができる。
- (4) 設置場所 大崎市古川千手寺町二丁目5番20号  
大崎地域広域行政事務組合本庁舎 (※建設中)  
詳細については、「大崎地域広域行政事務組合本庁舎自動販売機設置仕様書」(以下「仕様書」という。)を参照すること。

### 2 公募に参加できる者の資格

次の要件を全て満たす法人又は個人が公募に参加することができる。

- (1) 宮城県内に本社(店)、支社(店)又は営業所を有し、故障等緊急時に迅速な対応ができる者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 大崎地域広域行政事務組合又は大崎市からの指名停止を受けていないこと。
- (4) 破産の予防を目的とした特別清算の手続きを裁判所に申請していない者。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしていないこと又は民事再生法に基づき、再生手続開始の申立てをしていないこと。
- (6) 銀行取引停止となっていないこと。
- (7) 国税、県税、市町村税に滞納がないこと。

### 3 公募に関する事務を担当する課の名称等

総務課(契約管財係)

宮城県大崎市古川北町三丁目2番20号

TEL 0229-23-0039

FAX 0229-24-4048

E-mail [zaisei@osakikoiki.jp](mailto:zaisei@osakikoiki.jp)

#### 4 参加手続等

(1) 参加手続に係る日程は、次のとおりとする。

手 続 等	期 間・期 日・期 限	場 所 等
参加申請書類の交付	平成31年1月31日(木) から 平成31年2月15日(金) まで	大崎地域広域行政事務組合 ホームページからダウンロード
仕様書の閲覧	平成31年1月31日(木) から 平成31年2月15日(金) まで	大崎地域広域行政事務組合 ホームページ
質問の受付	平成31年1月31日(木) から 平成31年2月 7日(木) 正午まで	大崎市古川北町三丁目2番20号 大崎地域広域行政事務組合 総務課契約管財係(FAX可)
回答書の閲覧	平成31年1月31日(木) から 平成31年2月15日(金) まで	大崎地域広域行政事務組合 ホームページ
参加申請書類の提出	平成31年2月15日(金) 11時00分まで	〒989-6171 大崎市古川北町三丁目2番20号 大崎地域広域行政事務組合 総務課
選考	平成31年2月15日(金) 11時40分から	大崎市古川北町三丁目2番20号 大崎地域広域行政事務組合 3階会議室

(注) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を  
除く午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く)とする。

(2) 参加申請書類(各1部)

提出書類は次のとおりとする。なお、提出された書類は返戻しない。

- ①販売手数料率見積書
- ②国、県及び市町村税に関する納税証明書(未納がないことの証明書)[写し可]
- ③設置する自動販売機のカタログ等(寸法、停電時電力供給の可否等が確認できるもの)
- ④販売品目一覧表(参考様式)
- ⑤組合から連絡するときの窓口となる担当者の名刺

(3) 選考

参加者は(2)に掲げる書類を提出するものとする。

ア 提出方法

郵送又は直接持参すること。(郵便の事故等いかなる理由であっても到着期限を過ぎて到着した場合は無効とする。)

イ 見積書の記載方法

小数第一位までの販売手数料率を見積書に記載すること。

ウ 同率の見積りをした者があるときは、参加者がいる場合は直ちにくじを引かせ、見積順位を決定するものとする。この場合においてくじを引く者がいないときは、これに代えて当該選考事務に関係のない職員にくじを引かせ見積順位を決定するものとする。

エ 参加者は、その提出した見積書の書換え、引換え、又は撤回をすることができない。

オ 代理人が見積書を提出する場合は、委任状を提出しなければならない。

## 5 見積の無効

次の販売手数料率の見積は無効とする。

- (1) 2に示した公募に参加できる資格のない者のした見積
- (2) 応募者に求められている義務を履行しなかった者のした見積
- (3) この公告に示した諸条件に違反した者のした見積
- (4) その他組合契約規則（平成20年規則第14号）第19条各号に掲げる入札に準じた見積

## 6 設置事業者の決定

地方自治法第234条第3項の規定に準じ、見積書及び提出書類の全てが有効であると確認された者で大崎地域広域行政事務組合が予定する販売手数料率以上の見積書を提出した者のうち、最高の販売手数料率で応募した者を設置事業者として決定する。

## 7 その他

- (1) 参加者は選考後、この公告、仕様書等に関する不明を理由として異議を申し立てることは出来ない。
- (2) 自動販売機の撤去及び移設について  
組合が行う工事等庁舎管理上の理由で自動販売機を撤去及び移設する必要がある場合は、組合が指定した期日までに、設置者の負担により対応するものとする。
- (3) 契約書等作成の要否 要
- (4) 契約保証金 免除
- (5) 選考結果について 非公表